

<公園使用許可申請に伴うご注意>

申請期限：**使用日の7日前まで**

* 申請期限は厳守ですので、7営業日を過ぎたものは受け付けられません。

* 申請後に、事前に予測される悪天候のため、日程の変更がある場合は、なるべく早くお申し出ください。

使用の取消・還付：既に納めた使用料は還付しません。

ただし、使用日前日より3営業日前までに使用の取消しを届け出て、正当な理由と認めたときは還付します。還付を受ける場合は、申請書(「公園使用料還付申請書」)を提出しなくてはなりません。



許可事項の変更：許可を受けた事項を変更する場合は、申請書(「公園許可事項変更許可申請書」)を提出しなくてはなりません。

必要書類：公園内行為許可申請書 公園内行為の概要 撮影企画書

使用料金：映像 8,000円/1日 スチール 1,000円/1日(カメラ1台につき)

使用について：公園は公共の場所なので、独占使用は出来ません。 通常の公園使用に伴う注意のほか、場所により注意事項が異なりますので、詳しくはスタッフにお尋ねください。原則的に事前調査をしてください。

* 公共の場所ですので、軽犯罪法等法令に違反する行為は厳に禁止します。
もし、発生した場合、警察への通報等厳正に対処します。

記入上の注意：

- * 公園内行為申請書類氏名には、法人名・代表取締役名・担当者名を見やすい文字で記入してください。(近年、見にくい文字で提出される方がいます。)
- * 公園内行為の概要には、詳細を記入してください。
- * 納入通知書兼領収書の宛名は、公園内行為許可申請書の申請者名と同一になりますので、確認の上、提出してください。